

高岡市「新しい生活様式」に沿った会議等開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人高岡市観光協会（以下「協会」という。）が、高岡市内において「新しい生活様式」に基づき会議等を開催する際に必要となる会場（以下「対象施設」という。）の利用に対する支援を行うことで、企業活動、社会活動の維持及び活性を促進するとともに民間事業者が運営する会議室等の利用を促進するため、当該民間事業者に対し、高岡市「新しい生活様式」に沿った会議等開催支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主催者 市内に本社または事業所を有する企業または専ら市内で活動する団体等のうち、会議等を開催する者をいう。
- (2) 会議等 主催者の構成員のみが参加する取締役会、理事会、研修会、集会その他これらに準ずるものをいう。
- (3) 対象施設 民間事業者が運営し会議等の開催が可能な市内施設（指定管理者制度に基づき運営されている公共施設は除く。）で、会場の延べ床面積、定員、料金体系が確認できる施設をいう。
- (4) 会議室等 対象施設のうち、主催者が利用する部屋をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、主催者が会議等で利用する対象施設を運営する者（以下「事業者」という。）とする。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる会議等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 対象施設で開催され、飲酒を伴わない会議等であること。
- (2) 参加人数は、10名以上100名以内かつ利用会場の定員の2分の1又は会場の面積を4㎡で除した数のいずれか少ない方の人数以内であること。
- (3) この要綱に基づく補助金以外に、当該会議等に対して高岡市及び協会から補助金、負担金等の金銭的な補助を受けていないこと。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (5) 参加者に高岡市暴力団排除条例（平成24年3月22日条例第12号）第2条に規定する暴力団員等がないこと。
- (6) 公序良俗に反するものでないこと。
- (7) 主催者及び事業者の双方が、感染症対策を講じていること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、主催者が負担する会議室等利用料（サービス料、消費税及び地方消費税の額を含む。）に100分の80を乗じた額とする。ただし、会議室等利用料が時間制料金の場合は、4時間を上限とし、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、主催者が高岡市長の特に認める団体である場合に限り、補助金の額は、主催者が事業者を支払う会議等に要した経費（駐車場利用料、飲料費等を含む。）の額（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(対象施設の認定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、あらかじめ対象施設認定申請書（様式第1号）に協会が必要と認める書類を添えて、協会に提出しなければならない。

(対象施設の認定)

第7条 協会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、対象施設認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(認定された対象施設の変更)

第8条 前条の認定を受けた事業者は、前条により認定を受けた内容の変更をしようとするときは、あらかじめ対象施設変更承認申請書（様式第3号）を協会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。

(認定された対象施設の軽微な変更)

第9条 前条の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 会議室等の名称を変更すること。
- (2) 会議室等の面積を4㎡以上の範囲で変更すること。

(交付の申請)

第10条 第7条の認定を受けた事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第4号）に協会が必要と認める書類を添えて、会議等の開催の日の1箇月前までに協会に提出しなければならない。ただし、協会が特に認めたときはこの限りでない。

(交付の決定)

第11条 協会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第12条 補助金の交付の決定を受けた事業者は、補助事業の内容その他申請に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第6号）を協会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。

(補助事業の軽微な変更)

第 13 条 前条の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 会議等で利用する会場を縮小すること。
 - (2) 会議等の参加者数を増員すること。
 - (3) 補助金交付見込み額の 30 パーセント以上の変更をすること。
- (実績報告及び交付)

第 14 条 補助金の交付の決定を受けた事業者は、対象となる会議等の開催の日の属する月の末日までに、実績報告書(様式第 7 号)に次に掲げる書類を添えて、協会に提出しなければならない。

- (1) 請求書(様式第 8 号)
- (2) 施設利用を証明する書類(会場利用契約に関する書類、領収書の写し等)
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、協会が必要と認める書類

2 協会は、前項の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等の結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、請求に基づき速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第 15 条 協会は、補助金の確定、交付にかかわらず、協会の調査により、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金の全額又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関し補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。

2 交付の取り消しをしたことにより、事業者に発生した損害等について、協会は一切の損害賠償や保証は行わない。

(関係書類の保管)

第 16 条 補助金の交付を受けた事業者は、関係書類を令和 8 年 3 月 31 日まで保管しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。